

(別表1) 介護保険藤田荘デイサービス利用料金表

1.介護保険の給付の対象となるサービスの利用料金

(R6.6)

認知症対応型通所介護費		(下表は単位数を示す。1単位10.17円)	
介護度別	3時間(1回当たり)	5時間(1回当たり)	7時間(1回当たり)
要介護1	491	771	894
要介護2	541	854	989
要介護3	589	936	1,086
要介護4	639	1,016	1,183
要介護5	688	1,099	1,278
入浴介助加算	40	入浴日ごとに算定する。	
サービス提供体制加算	6	利用日ごとに算定する。	
若年性認知症利用者受入加算	60	利用日ごとに算定する。	
個別機能訓練加算	27	機能訓練指導員が配置される毎木曜日に、対象者にのみ算定する。	
介護職員処遇改善加算	上記の介護報酬総単位の22.4%の単位数を算定する。		

※上表の単位数に、地域単価10.17円を掛けた数字が金額となります。

※ただし、介護給付体系の変更のあつた場合は、上記料金は変更されます。

※やむを得ない理由で、2時間以上3時間未満のサービスを利用される場合は、上記3時間サービスの単位数×63%となります。

【計算例】

《介護度3で、5時間のデイサービスを1回受け、お風呂に入った場合》

(936 + 40)単位 × 1回 × 10.17円 = 9,925円となりますが、介護保険の適用により9,925円の1割分が、ご利用者様の負担となります。

(別表2) 介護予防藤田荘デイサービス利用料金表

1.介護予防の給付の対象となるサービスの利用料金

(R6.6)

介護予防認知症対応型通所介護費		(下表は単位数を示す。1単位10.17円)	
介護度別	3時間(1回当たり)	5時間(1回当たり)	7時間(1回当たり)
要支援1	428	666	771
要支援2	475	742	862
入浴介助加算	40	入浴日ごとに算定する。	
サービス提供体制加算	6	利用日ごとに算定する。	
若年性認知症利用者受入加算	60	利用日ごとに算定する。	
個別機能訓練加算	27	機能訓練指導員が配置される毎木曜日に、対象者にのみ算定する。	
介護職員処遇改善加算	上記の介護報酬総単位の22.4%の単位数を算定する。		

※上表の単位数に、地域単価10.17円を掛けた数字が金額となります。

※ただし、介護給付体系の変更のあつた場合は、上記料金は変更されます。

※やむを得ない理由で、2時間以上3時間未満のサービスを利用される場合は、上記3時間サービスの単位数×63%となります。

【計算例】

《要支援2で、5時間のデイサービスを1回受け、お風呂に入った場合》

(742+40)単位×1回×10.17円=7,952円となりますが、介護保険の適用により7,952円の1割分が、ご利用者様の負担となります。

(別表3)

2.介護保険の給付の対象とならないサービスの利用料金

食 費	昼食代610円、おやつ代65円
レクリエーション、手芸、趣味活動	材料代等実費、写真物を希望される場合は、1枚50円
お し め	紙パンツ、尿取りパッドとも実費
営業時間外のサービス利用	1時間につき1,000円(送迎時間含む)
洗 濯 代	自宅での洗濯が困難で、事業所の洗濯機で洗濯・乾燥・衣類管理をした場合1回50円
喫 茶	コーヒー・紅茶・ジュース等1杯各50円
特別な場合に別途必要とされる料金	
※事業所の通常のサービス実施地域以外の地域に居住される方の送迎サービスについては、以下の料金が必要です。	
※実施地域を越えて送迎した場合片道1回につき	250円
※通常のサービスの実施地域は、岡山市福田・妹尾・興除・藤田・灘崎、芳泉、福浜、福南、光南台の各中学校区域です。	

※経済状況の著しい変化その他やむをえない事由が生じた場合、相当な額に変更することがあります。その場合は、事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。